

野田市告示第108号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることができることとされる歳入の収納事務について、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号。以下「改正令」という。）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項、改正法による改正前の国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第80条の2、改正法による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第114条及び改正法による改正前の介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第144条の2の規定により、コンビニエンスストア収納事務、楽天ペイ収納事務、PayPay収納事務、d払い収納事務、au PAY収納事務及びJ-Coin Pay収納事務を次のとおり委託したので、改正令による改正前の地方自治法施行令第158条の2第6項、改正令による改正前の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第33条第1項及び改正令による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示します。

令和 7年 4月 16日

野田市長 鈴木 有

1 委託する相手方

東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社NTTデータ

2 委託内容

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料のコンビニエンスストア収納、楽天ペイ収納、P a y P a y 収納、d 払い収納、a u P A Y 収納及び J - C o i n P a y 収納

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで